

経営革新計画のご案内 ～中小企業の経営革新を幅広く支援します～

兵庫県では、今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を幅広く支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、「経営革新計画」策定の相談、承認などを行っています。この「経営革新計画」は、経営資源・得意分野に限りのある中小企業にとって、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合など多様な形態による取り組みを支援します。

●経営革新計画を作成する意義

①	企業の「新たな目標作り」のきっかけとなり、実行することで、企業体質が改善される。
②	新事業を積極的に取り組む姿勢を社員や取引先に伝えることができ、取引先の拡大や売上の増加が期待できる。
③	後継者においては、会社の実情が把握できるとともに、社員や関係者のモチベーションを高める。

●経営革新計画の内容

経営革新計画における新事業の内容は、新事業の市場規模と競合状況を把握の上、新規性・独自性・実現性が求められます。また、新事業の定義は、以下の通りになります。

①	新商品の開発または生産	②	新役務（新サービス）の開発または提供
③	商品の新たな生産または販売の方式の導入	④	役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

●経営革新計画の数値目標

1. 付加価値額の向上

5年計画の場合、5年後の目標伸び率が15%以上であることが必要です。なお、3年間の計画の場合は9%以上の目標を、4年間の計画の場合は12%以上の目標を立てる必要があります。

①企業全体の付加価値額
または
②企業全体の従業員1人あたりの付加価値額



付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

3年計画	4年計画	5年計画
9%以上	12%以上	15%以上

2. 経常利益の向上

5年間計画の場合、5年後の経常利益の伸び率が5%以上であることが必要です。なお、3年間の計画の場合は3%以上の目標を、4年間の計画の場合は4%以上の目標を立てる必要があります。

経常利益＝営業利益－営業外費用

3年計画	4年計画	5年計画
3%以上	4%以上	5%以上

●主な支援策の内容

承認された計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金に対して行う「低利融資制度」、計画の承認を受けた組合等が、高度化融資を受けて工場の集団化や施設の共同化等を行う場合に長期無利子高度化融資等の優遇措置を講じる「高度化融資制度」、承認された計画に従って行う事業に必要な資金について特例措置を講じる「信用保証の特例」などの支援策を受けるメリットがあります。

●経営革新計画の承認の手続き

各県民局への問い合わせ → 必要書類の準備・作成 → 申請書類の提出 → 審査及び承認

●経営革新計画の支援事例（兵庫県中小企業団体中央会）

1. 有限会社竹田屋

新事業活動の類型	経営革新計画のテーマ
③商品の新たな生産又は販売の方式の導入	竹田城跡写真に特化した店内ギャラリー化による顧客満足度の増大、及び新規顧客誘引
経営革新の内容	
竹田城跡は天空の城として脚光を浴び、来場者が急激に伸びはじめたことから、竹田城跡の観光客の集客を向上させる取組として、店舗内を竹田城跡の写真で演出し、ギャラリー化することにより、お客様のお食事の際に竹田城跡鑑賞の余韻に浸ってもらうとともに、地場の但馬牛を使った新メニューを開発し、顧客満足度を高める計画を策定しました。現在では、観光客から高い評価を受け、売上アップと業績改善につながっている。また、今回の経営革新計画取得を契機として、経営者・従業員のモチベーションは高まった。	

2. 武田食品冷凍株式会社

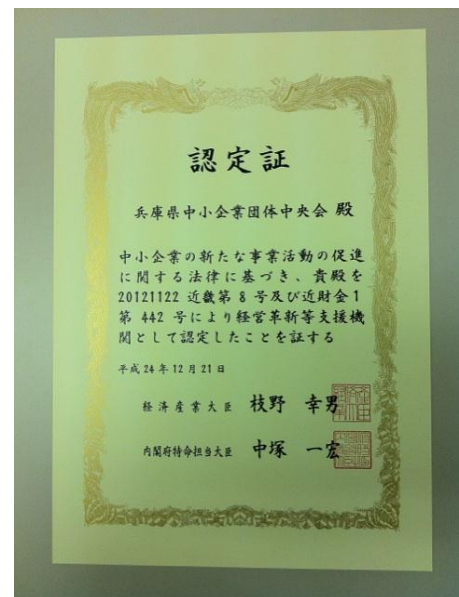
新事業活動の類型	経営革新計画のテーマ
①新商品の開発又は生産 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入	未利用魚種を利用した淡路島ならではの新たな加工食品の製造販売
経営革新の内容	
洲本市由良の漁師が漁獲する際に、出荷できない小さなサイズの魚は、未利用魚として処分されてきたが、これらの未利用魚を使用し、加工食品としての新商品を開発する。新商品は、高級分野や希少性のある分野をターゲットに新商品を開発するとともに、学校給食の材料としても提供する。地元漁業の活性化、地産地消の推進、環境や観光への好影響が期待されている。現在では、技術的課題である鱗を効率的に取るための機械を購入し、未利用魚種（天然真鯛・エソ）を使った新商品の開発に着手している。	

当会では、経営革新計画策定により、経営改善を目指す中小企業を支援してまいりたいと考えていますので、ご相談・お問い合わせは右記担当者へご連絡下さい。 **兵庫県中小企業団体中央会 経営支援・地域支援課 担当西口**

ご参考：経営革新等支援機関の認定

平成24年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」により、既存の中小企業支援者の他に、税理士・公認会計士・弁護士・金融機関等の財務及び会計等の専門的知識を有する機関に「経営革新等支援機関」の認定がなされています。

中小企業支援者が一体となって、ネットワーク型の支援が強化されました。当会も、この「経営革新等支援機関」の認定を受け、組合傘下の中小企業に対してより一層の支援ができる体制を整えました。また、当会は従来から「しっかいや中央会」として組合傘下の中小企業の支援を強化してまいりましたが、この「経営革新等支援機関」の取得を契機として、地域金融機関と連携を密にして、若手や女性などの経営者、ものづくり製造業者・小規模事業者（町工場）等を対象に経営革新計画の策定や新たなビジネスへのチャレンジ支援をより一層行ってまいりたいと考えています。



(経営革新等支援機関の認定証)